

別紙 1

指定文化財管理費奈良県補助事業

区分	管理事項	内容	補助対象経費
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">防災設備保守点検等</p>	<p>1. 自動火災報知設備保守（消防機関へ通知する火災報知設備を含む。）</p>	<p>別紙 2 の補助対象範囲に規定した建造物に設置されている自動火災報知設備の保守点検等</p> <p>「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成 16 年 5 月 31 日付け消防庁告示第 9 号）に準ずるものとする。</p> <p>機器材の取替え等小修理を含むものとする。                      (注) 型式失効等による機器材の取替えについては、所要工事費が当分の間 100 万円程度以下とする。</p>	<p>各々事項毎に掲げる単価に員数を乗じた額の総額を補助対象経費とする。                      なお、補助対象範囲は別紙 2 のとおり。</p> <p>自動火災報知設備                      受信機(P型)                      1 窓当たり 4,900 円以内                      受信機(R型)                      その都度協議して定める。</p> <p>機器材の取替等の小修理                      その都度協議して定める。</p>
	<p>2. 消火設備</p>	<p>下記に準ずるものとする。</p> <p>(1) 加圧式消火設備                      (2) 自然流下式消火設備                      (3) 上水道直結式消火設備</p>	<p>消火栓 1 基当たり 14,900 円以内                      " 8,200 円以内                      " 12,300 円以内</p>

	<p>3. 避雷設備</p> <p>4. その他</p>	<p>(4)動力消防ポンプ</p> <p>(注)上記(4)は、(1)の設備の一つとして用いるポンプ(可搬式のポンプを固定して用いる場合も含める。)を指すものではなく、自動車等によって牽引される消防ポンプ、手引き消防ポンプなど可搬式の消防ポンプをいう。</p> <p>毎年1回梅雨期に総合点検を行うものとする。</p> <p>防犯設備(レーダー)漏電警報設備等上記以外の設備、機器類の保守点検及び各設備の小修理(新規工事、追加工事を除く)について特に必要と認められるもの</p>	<p>1台当り 55,600円以内</p> <p>突針1基当り 8,700円以内</p> <p>その都度協議して定める。</p>
<p>差し茅、防蟻防虫等小修理</p>	<p>1. 小修理等</p>	<p>指定文化財である建造物等の維持管理のために行う小修理等でその内容及び範囲は次に掲げるとおりとし、その破損について所有者の日常使用によって促進されている場合を除く。</p> <p>1. 小修理とは、施工面積が当該建物の対象面積の3分の1程度以下の場合で、かつ所要工事費が当分の間、一工事について100万円程度以下の場合をいう。</p> <p>2. 異種の工事を複合して行うときは、各工事別に前号の限度額を適用し、かつ合計額200万円を</p>	

		<p>限度とする。</p> <p>3. 仕様の変更等を伴うものは、事前に奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課と協議するものとする。</p> <p>4. 小修理等の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア. 差し茅 補修面積とする。ただし、棟の補修については、長さ1mを1㎡と見做す。</p> <p>イ. 瓦葺等 棧瓦葺、石置板屋根のみを対象とする。 この場合、野地の補修を必要とする場合や棟の修理等は、別に協議するものとする。</p> <p>ウ. 壁補修 (ア)砂壁、漆喰壁 (イ)土壁(中塗仕上げのもの)、板壁 (注)施工の程度は、中塗りの繕いと上塗りのみとし、荒壁や下地まで及ぶ修理は、別に協議するものとする。</p> <p>エ. 縁廻り補修 (ア)縁板厚さ 5cm以上 (イ)縁板厚さ 5cm未満</p> <p>オ. 塗装補修 (ア)漆拭</p>	<p>1㎡当り 4,400円以内</p> <p>1㎡当り 2,700円以内</p> <p>1㎡当り 6,300円以内</p> <p>1㎡当り 3,200円以内</p> <p>1㎡当り 19,900円以内</p> <p>1㎡当り 7,200円以内</p> <p>1㎡当り 3,900円以内</p>
--	--	--	---

		<p>(イ)ペンキ上塗塗装</p> <p>カ. 防腐防蟻処理 床下及び屋根面に対する薬剤処理を対象とする。</p> <p>キ. 畳替 公開活用に供される部分及び専ら住居の用に供される部分の畳の表替えを対象とし、畳床の取替えは含まない。 なお、同一の畳にあつては5年を周期とする。</p> <p>ク. 雨樋補修 一般の規格品を使用しているものを対象とする。特注品については、別に協議するものとする。</p> <p>ケ. 建具修理 板戸の戸板、格子戸類の組子等の補修及び襖の張替を対象とする。絵画のある襖等の補修については、別に協議するものとする。</p> <p>コ. その他 戸締金具、飾金具の補修、その他ア～ケに掲げる以外の小修理等で、特に必要と認められるもの。</p>	<p>1 m<sup>2</sup>当り 3,900 円以内</p> <p>1 m<sup>2</sup>当り 700 円以内</p> <p>1 枚当り 5,500 円以内</p> <p>1 m 当り 1,100 円以内 (平、 縦で分割する)</p> <p>1 枚当り 4,200 円以内 90 cm×180 cm大の建具を標準とする。</p> <p>その都度協議して定める。</p>
--	--	---	---

名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境保全	1. 名勝等庭園の荒廃防止	<p>1. 名勝等庭園とは、文化財保護法及び奈良県文化財保護条例の規定に基づき指定された史跡または名勝である庭園をいう。</p> <p>2. 荒廃防止措置の内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。 なお、所有者等が当該文化財を有料公開しており、かつ入場料等収入が当該庭園の管理事業費を上廻る場合は補助の対象としない。</p> <p>(1) 除草、清掃(砂利手入れ等を含む。)</p> <p>(2) 剪定、整姿、刈込(小灌木の植木補植)</p> <p>(3) 防虫(駆虫)剤散布、施肥</p> <p>(4) 小規模な浚渫(乱杭、シガラミ等の護岸補修を含む。)</p> <p>(5) 庭園建物(茶室、四阿、橋等)の小修理</p> <p>(6) 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理</p> <p>(7) 灌木、灌水設備の小修理</p> <p>(8) その他特に必要と認める処置</p> <p>(注) 補助の対象範囲は指定地の範囲全てではなく、実際に荒廃防止対策を講じる範囲とする。</p>	1 m <sup>2</sup> 当り 300 円以内
	2. 民家の環境整備	<p>1. 民家とは、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡並びに奈良県文化財保護条例の規定で指定された</p>	1 m <sup>2</sup> 当り 200 円以内

		<p>有形文化財、有形民俗文化財及び史跡である民家をいう。</p> <p>2. 当該民家の屋敷構えの保存のために実施する事業とし、小修理で実施する場合を除く。その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差しつかえない。</p> <p>(1) 周辺囲障等の修理等</p> <p>(2) 排水溝等の補修</p> <p>(3) 植木手入れ(剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。)</p>	
--	--	--	--

※「その都度協議して定める」について、国指定文化財は県が文化庁から補助対象経費となる旨の確認を得たことをもって、県との協議が完了したこととみなす。